

豊岡市議会事務局障害者活躍推進計画

豊岡市では2017（平成29）年9月に策定した基本構想において、障害の有無、性別、年齢差、国籍の違い、価値観・文化・習慣の違いなど、多様性を受け入れ、折り合いをつけながら共生するまちを教育、社会、経済、文化などの活動の中で築いていくこととし、障害者など多様な人々が地域社会や地域経済の担い手となり、活躍するまちづくりを進めています。

この基本構想の理念に照らし、豊岡市役所では民間の事業主に対する率先垂範の観点からも、法定雇用率の達成に留まらず、障害者雇用を継続的に進めていく必要があります。

本計画は、障害者1人ひとりが、その能力を有効に発揮できるため、就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、その特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すため策定するものです。

機関名	豊岡市議会
任命権者	豊岡市議会議長
計画期間	2025（令和7）年4月1日～2030（令和12）年3月31日（5年間）
豊岡市における障害者雇用に関する課題	豊岡市議会事務局においては、職員総数が7人程度の小規模な機関であり、これまで障害者の配置は行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	○必要に応じ障害者（1名）の採用を目指す。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者の雇用の促進に関する法律第78条に基づき「障害者雇用推進者」として総務部長を選任した（2019（令和元）年12月5日に選任済）。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用した場合は、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。